

第 2 回国際化学物質管理会議（ICCM2）について
（5 月 11 日～15 日、於：ジュネーブ）

平成 21 年 4 月 16 日
環境省環境安全課

主な議題は以下のとおり。

◎議題 1：開会

ICCM2 は、2009 年 5 月 11 日 10 時からジュネーブで開催。

◎議題 2：組織的事項

○議題 2a：手続規則の採択

（概要）

2008 年 10 月 22 日から 24 日にかけてローマで開催された第一回会合の法的・技術的事項公開作業グループ（OELTWG）による手続規則案の検討及び採択が企図されている。

（ポイント）

OELTWG において手続き規則が議論されたが、なおも、参加可能な NGO の定義、補助機関、意思決定方法等についての検討が残され、ICCM2 冒頭に議論される予定。

①参加可能な NGO の定義

SAICM の目的に合致した活動、経験及び責任をもつ NGO について参加を認めるとし、事務局への事前登録を行い、政府参加者の 3 分の 1 以上が参加に反対しないもの、とされたが、テキストについては ICCM2 において議論されることとなっている。

②補助機関の設置

政府間化学物質安全フォーラム（IFCS）や環境毒性化学学会 SETAC 他が補助機関としての位置づけを欲し、これらを支持する国が関連する記述を提案したが、合意には至っていない。

③意思決定方式

SAICM は自主的な取組でありコンセンサスが適当とする意見（（米・中・加・ブラジル支持）と、ICCM1 の準備会合同様 3 分の 2 の可決とするのが適当とする意見（EU、豪、NZ、スイス等支持）とが述べられ、双方の主張に歩み寄り無く、結果、合意に至らず、ICCM2 において再度議論されることとなっている。

○議題 2 b : 議長、副議長の選出

UN 5 地域から議長 1 名と副議長 4 名を選出予定。

○議題 2 c : アジェンダの採択

○議題 2 d : Credentials Committee の指名

Credentials Committee を指名。

○議題 2 e : 議事進行

原則として 10 時から 13 時及び 15 時から 18 時の間に議論。Committee of the whole (COW) が組織される予定。

◎議題 3 : Credentials Committee の報告

代表の信任状、代理人の名前等を Credentials Committee に登録。セッションに参加する政府間組織又は NGO の名前を Credentials Committee に登録。Credentials Committee はセッションでの代表者を確認し、事務局に報告する。

◎議題 4 : SAICM の実施

○議題 4 a : 実施状況の評価及び実施のためのガイダンス並びに SAICM のレビュー及び更新

(概要)

包括的方針戦略パラ 2 4 (b) 及び (c) を踏まえ、ICCM 1 と ICCM 2 との間の進捗及び 2020 年の目標に向けた軌道修正の必要性について議論する予定。

2006 年 2 月の SAICM 採択以降の期間における SAICM の実施状況について事務局から報告。その報告及びクエスチョネアへの回答の要約について、検討される予定。戦略的決定等や、必要に応じて SAICM の優先順位付けや更新を行う。

また、SAICM の世界行動計画を更新する手続について提案がなされ、検討する予定。

(ポイント)

今次会合に提案される GPA 改訂作業手続きについては、これまで EU-JUSSCANNZ 会合や OELTWG において議論されてきており、我が方意見も踏まえて作成されてきている。

スイスが、ナノ材料に関する取組について GPA では明示されておらず、GPA を改定すべきとの意見を有している。

○議題 4b：国際文書及び国際プログラムの実施及び相互連関

(概要)

包括的方針戦略パラ 24 (e) を踏まえ、化学物質の適切な管理に関する主な国際文書及び国際プログラムの批准と実行状況に関する事務局からの紹介、「クイックスタートプログラム」の 2006 年から 2009 年にかけての実施状況について QSP (管理理事会) からの報告がなされる予定。

また、包括的方針戦略パラ 24 (f) を踏まえ、バーゼル条約、ロッテルダム条約及びストックホルム条約間の協調を促す臨時合同WGのレポートについて紹介される予定。レポートの結論を確認し、2020 年の目標に向けたそうした条約等の間での一貫性について検討し、協約等に責任のある運営団体が提案について検討するよう促す。SAICM のフォーカルポイントと省庁連絡会議を国家レベルの様々な会議に関連する協力作業を支援するという提案を含む。

化学物質の安全性の向上に寄与する健康と環境に係る多数の地域政府の構想について報告がなされる予定。

○議題 4c：関係者からの実施状況報告の手法

(概要)

2008 年 10 月 23 日、24 日にローマで、ICCM1 でのカナダの将来の報告手法の開発プロジェクトについて非公式に議論された。その中で要求に応えるべく事務局が元のプロジェクトの運営委員会と他の関係者との協力により単純化した指標を開発した。SAICM の実施状況に係る将来の報告のガイドとなる指標を決定すべく、単純化された指標案等について検討する予定。

(ポイント)

カナダの発案により、SAICM 実施状況の報告のための指標が開発され、一部の国においてパイロットテストが行われてきており、OELTWG においては、開発された指標が膨大で作業が大変であり、わかりにくいとして、簡素化が求められていた。関心のある国が OELTWG 以降作業を行ってきており、ICCM2 で提案される予定。

○議題 4d：各国における化学物質管理能力の強化

(概要)

包括的方針戦略パラ 24 (g) を踏まえ、国の化学物質管理能力の強化に関する 2006 年 2 月以降の状況 (各国及び国際機関) について報告される予定。

○議題 4e：実施のための資金的・技術的リソース

(概要)

資金的検討に係る背景資料が事務局から説明される予定。資金的手法の効果の評価、途上国が2020年の目標達成するための十分なリソースを獲得することの提案という観点から、それらの資料及び関連情報について検討する予定。

(ポイント)

SAICMのクイックスタートプログラム信託基金(QSP)は唯一新たなメカニズムであり、肯定的な意見が多いものの、依然、拠出国が少ないという意見も出されている。資金的リソースの検討のための解決策はGEFやQSPの活用等複数考えられ、一つではないこと、SAICM実施の優先課題としては、途上国における化学物質政策プロファイルの作成等が考えられること等がこれまで議論されている。

○議題4f：喫緊の政策課題

(概要)

包括的方針戦略パラ24(j)を踏まえ、「ナノマテリアル」、「製品中の化学物質」、「E-Waste」、「塗料中の鉛」が喫緊の政策課題として取り上げられる。これら喫緊の政策課題についての関係者間の協調が必要とされる点等について議論される予定。

(ポイント)

4つの喫緊の課題については、それぞれ事前にファシリテーターが指名され、背景資料がまとめられており、ICCM2での決定案も含まれている。

塗料中鉛については、これまで、第25回UNEP管理理事会等において決定がなされてきており、また、EU及び米もその段階的削減を支持する意向。

E-wasteについては、これまでのバーゼル条約下での作業を多とし、今後もこれら活動が継続されることが企図されている。

ナノ材料及び製品中化学物質については、情報をさらに収集する必要がある。

○議題4g：情報交換及び科学的・技術的協力

(概要)

包括的方針戦略パラ24(k)を踏まえ、事務局からのSAICM関連情報交換所(クリアリングハウス)の設立及びSAICMの実施支援のための科学的機関の関与のあり方が検討される予定。

◎議題 5 : 国際機関との協力

(概要)

SAICM に関係する国際組織の関連作業について事務局より報告される。また、政府間化学物質安全性フォーラム (IFCS) の SAICM 実施に向けた貢献についての報告や同フォーラムを今会議に統合していくための提案がなされ、検討される予定。

WHO から、SAICM の実施をサポートする活動の要約について報告を受けるとともに、様々なセクターにおける化学物質の使用から生じる公衆衛生上の問題に着目する。また、WHO から関連活動に関する報告がなされ、SAICM の実施に係る公衆衛生に付随する重要性に関するメッセージを World Health Assembly に伝えることが検討される予定。さらに、国連持続可能開発委員会の事務局から、2010-2011 年の年月における同委員会の化学物質に係る検討準備についても簡単に報告される予定。

◎議題 6 : 事務局の活動と予算案の採択

(概要)

2006 年から 2009 年の活動、収支実績及び 2009 年から 2012 年までの業務及び予算について事務局から報告。情報収集と提案された行動について議論する予定。

◎議題 7 : 次回会合の場所及び日程

(概要)

包括的方針戦略パラ 25 を踏まえ、原則として 2012 年に第三回会合を開催する。事務局から、第 1 回及び第 2 回会合のスケジュール設定及び 2012 年の関係国際組織の運営団体による会議予定が示され、次回会合の場所及び日程の決定又は次期会合の場所・日程の決定プロセスが決定される予定。

◎議題 8 : その他

◎議題 9 : 報告書の採択

5 月 15 日に事務局による検討及び承認がなされる。最終報告書はセッション終了後、回付される。

◎議題 10 : 閉会

2009 年 5 月 15 日 (金) PM 6 時に閉会予定。